

## 令和元年度第2回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和元年10月24日(木) 午後2時00分～午後4時00分

2 会議の場所 岡崎市役所東庁舎 6階 601会議室

### 3 会議の議題

- (1) 報告第2号 岡崎市屋外広告物条例の改正案について
- (2) 諮問第2号 岡崎市屋外広告物適正化計画(案)について

### 4 会議に出席した委員(13名)

学識経験者	島津 達雄
学識経験者	水津 功
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	堀越 哲美
学識経験者	森 真弓
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	近藤 忠彦
公募市民	長谷川 いづみ

### 5 事務局

都市整備部まちづくりデザイン課	課長	市川 正史
都市整備部まちづくりデザイン課	副課長	木下 政樹
都市整備部まちづくりデザイン課	屋外広告物係係長	奥田 信
都市整備部まちづくりデザイン課	屋外広告物係主事	鈴木 円
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係主事	片岡 拓己
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係事務員	神尾 実沙

### 6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

## 7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として中根委員及び天野委員を議事録署名者に指名した。

## 8 報告第2号 岡崎市屋外広告物条例の改正案について（説明）

議長が報告第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（鈴木主事）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

### 横山委員

時代の流れにのって条例改正をするのは仕方ないが、国の施策の動向を踏まえるという理由だけで自治体が同じように動いていくのは違う。自治体ごとに風土や特性があるため、地域の景観をきちんと検証してから動くべきである。特に、公共空間に掲出する広告物については、良好な景観の形成に寄与していくものなのか。岡崎市の景観で大事にしなければならないものを整理したうえで条例改正等を進めてほしい。

### 瀬口会長

国の制度が必ずしもいつも正しいとは限らない。事務局の中でどのような議論があってこの改正案になったのか。

### 事務局

実際の制度活用などに関してはこれから決めていくが、そもそも「安全性の確保が第一」と議論していた。国の動向のみを理由として条例改正をするべきではないということは理解している。岡崎ならではの景観を模索しながら活用していきたいと考えている。

### 瀬口会長

景観まちづくりに今回の改正案が寄与していくのかについては、今後検討していくのか。

### 事務局

現在、報告資料5ページ 設置基準の欄に「良好な景観の形成又は風致の維持・向上に寄与するものであること」と記載してあるが、広告のデザインがまちの景観に寄与するかという基準を明確に文言として表すのは難しい。今の段階で制度を作っておいて、許可基準の中で判断していくことを想定している。今後、景観審議会に相談しながら判断していきたい。

### 柴田委員

・報告資料2ページ 3-(1)について、どのように周知する予定か。特に所有者には、早めの周知が必要と考える。また、建築物の施工と同時に広告物を設置することもあるので、設計士にも周知すべきである。近年台風の風速が強さを増し、脅威になってきた。建築基準法の範

困かもしれないが、その風速に耐えられるように点検基準を強化できないか。

・報告資料3ページ 点検箇所及び点検項目が多くなり、所有者の費用等の負担が増加することが考えられる。負担が増加することになると、申請等をせずに設置される可能性があるかもしれない。

・報告資料4ページ (2)ー③について、現在休憩施設の土地は誰のものなのか。もし市の土地であるならば、土地を貸すことで岡崎市の収入になるのではないか。

・報告資料5ページ (3)ー②について、岡崎公園内の既設の案内板等に広告物を表示してもいいということになるのか。

・報告資料6ページ (4)ー②について、道路の路面表示とはどのような広告をイメージしているか。

瀬口会長

事務局に一つずつ回答してほしい。

事務局

周知の方法としては、報告資料スケジュールの4月初旬に記載されているように、屋外広告物業者と広告主にパンフレットで通知すること、ホームページで情報公開をすることを考えている。設計士への周知としては、愛知建築士会や愛知県建築士事務所協会へ周知に協力していただけないか。

瀬口会長

後藤委員、加藤委員の意見は。

後藤委員

メール、FAX、郵送などで200名以上に周知できる。岡崎市役所建築指導課の近藤さんを通してパンフレット等を受け取ることも可能。

加藤委員

愛知建築士会も対応可能。

横山委員

建設業協会にも協力を要請した方がいい。

瀬口会長

柴田委員の二つ目の質問、点検項目が多すぎるために申請等をしなくなってしまう可能性については何か考えているか。

事務局

現在許可を受けている申請者に関しては、更新の際に、今後は新しい点検項目による点検を行わなければ更新できないこと、点検結果を無視したら条例違反になり、市の指導が入ること、是正命令にもなり得ることなどを伝えていく。今後も繰り返し説明していく予定。

瀬口会長

点検したという証明証などはあるのか。

事務局

更新許可時に提出される安全点検確認書で確認している。許可物件は、市でリストを作成し管理している。

瀬口会長

柴田委員の残り三つの質問に対してまとめて回答をしてほしい。

事務局

- ・高速道路の休憩施設の敷地は、現在高速道路の管理会社のものである。
- ・岡崎公園の中のサインは、構造体によって許可を出せるかどうかの判断が変わる。よって全てのサインが出せるわけではないが、出せるような仕組みにはなるので、支障がないところでは出してもいいことになる。

瀬口会長

岡崎公園は市の史跡であるが、影響はないのか。

事務局

景観審議会や他の審議会などで意見を聴いたうえで、許可を出せるという判断がおりれば可能であると考えている。

瀬口会長

一般論として、広告物が設置できるのか。

事務局

設置できる。

また、道路の路面標示の広告は、一つの事例としてマンホールを利用した広告を想定している。

柴田委員

公共施設や、道路に設置できる基準について理解した。広告業者として、許可が出せるスポンサー（公告主）と出せないスポンサーといった、スポンサーの基準があると有難い。

事務局

諮問の補足資料7ページ岡崎市広告掲載要綱第3条、8ページ岡崎市広告掲載基準において、市の媒体に掲載できる広告内容の基準を定めている。これで許可が出せる広告やスポンサーの基準がカバーできているのではないかと考えている。

島津委員

報告資料5ページ(3)－③について、設置主体に対して損害賠償等の責任請求は行うのか。また、町内会は設置主体に含まれるのか。

事務局

ここにはあくまで広告の管理基準の話が記載されている。町内会は含んでいないが、社会通念は守ってもらう。

島津委員

町内会は法人ではないから責任請求は難しいのではないかと。

瀬口会長

法人格ではないところを設置主体に入れるのか、または法人格ではないところは別で規定をつくるのか。という質問。

島津委員

法人でなくても保険などに入れるようになっているので、どの団体に対しても賠償責任がとれるようにしておいた方がいいと思う。

瀬口会長

今後また議論して欲しい。

岡崎の地域性を考慮して、現実的に実効性のある改正案にしてほしい、と意見があったので検討して行ってほしい。

議長が報告第2号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

## 9 諮問第2号 岡崎市屋外広告物適正化計画（案）について

議長が諮問第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（奥田係長）から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

瀬口会長

岡崎市屋外広告物適正化計画（案）に対する意見と対応について、意見があるか。

中根委員

「規制の見直し」の二つ目。過料は行政罰であるが罰金は刑罰になるため、意見と対応が合っていない。また、対応の欄「許可対象は～」の文が誤っている。正しい流れとしては、点検を怠ると許可の条件違反または管理義務違反に該当するため、行政の是正指導が入る。その後、現行条例第20条による措置命令、第21条による許可の取消が行われて初めて無許可物件となる。罰金に関しては、第49条の50万円以下の罰金が正しい。

瀬口会長

文章を訂正しておくように。

柴田委員

諮問資料7ページ 適用除外の例において、岡崎市では冠婚葬祭や祭礼のものは適応除外という認識で合っているか（名古屋市は除外されていない）。また、消火栓標識はどのような扱いか。

事務局

冠婚葬祭のものは適応除外。消火栓標識は一般広告物に該当するため、許可が必要である。

水津委員

基本方針4つのうち、2：広告のデザインの質の向上は、実効性が乏しいのではないか。例えば色彩を規制したところでデザインの質が高くなるわけではない。また、景観賞を開催しても、どのような基準で選ばれたのか、具体的な指標などがわからなければ空振りになってしまう。景観賞の評価基準を参考に、デザインの基準を設けるなど、実効性のある取り組みを行ってほしい。

瀬口会長

日本でデザインの質の向上において先進的な取り組みをしているところはあるか。

柴田委員

名古屋の広小路では、週に1回広告の審査が行われている。

#### 水津委員

景観アドバイザーの取り組みかもしれない。景観アドバイザーであるなら、質の高いデザインに誘導するような指導はしていないのでは。

#### 瀬口会長

景観アドバイザーは名古屋市の取り組みについてだが、柴田委員は広小路に限定した取り組みについて紹介している。広小路は景観形成重点地区のため、特別な取り組みをしているかもしれない。

#### 水津委員

名古屋市では色彩を指定しているが、古典的な基準を設け、基準に反しているかどうかを判断するだけでは質の向上に繋がらない。質の向上が目的であるならば、これまでとは違ったやり方でのアプローチが必要になる。また、実際に現場で指導することが重要。

#### 瀬口会長

景観アドバイザー制度の導入や新しい制度を作るなどやり方はあるが、結局は「人材」が大事になると思う。また、複数の人の意見を聞くのか、東京のようにマスターアーキテクトが一つのエリアを担当した事例があるが、こうしたことを含めての検討が必要。

デザインの質の向上は、広告だけの問題ではなく、建築などにも関係する難しい課題。デザインの質を上げるための施策を検討して欲しい。

#### 森委員

名古屋市の景観アドバイザーを経験したことがあるが、アドバイザーに審査や指導の権限がないため、広告のデザインについて意見を出してもほとんどデザインに反映されることはなかった。名古屋市交通局ではバスのラッピングのデザインに対して実際に指導する仕組みになっていたため、意見が反映されやすかった。景観アドバイザーの活かし方やどのような制度にするのか、内容を吟味してほしい。

#### 瀬口会長

市の所有のバスと民間の所有物に対してアドバイスするのでは、話が少し違ってくる。市のものにアドバイスをするのであれば、もう少しアドバイスを受け入れる下地があるかもしれない。

#### 横山委員

景観とは秩序である。根本からデザインの質を向上していくためには、住民の景観に対する意識を変えるように啓発していくことが大切。

堀越委員

従来の景観アドバイザー制度ではないものをつくってほしい。岡崎市独自の制度で質の高いものをつくりたい。

柴田委員

例えば、奈良市のように色彩を茶にすることはデザインの質の向上に該当するのか。

瀬口会長

まちに住んでいる人の考え方によると思う。デザインは、どのようなまちにしたいかが大事。基調を守ったうえでデザインするとフランスのようなまちなみに、基調はなく洗練された個別デザインを全面に出すと東京のようなまちなみになる。いずれにしる、まちに住む人の考え方をくみ取ってデザインしていくことが重要。それが個性あるまちづくりになる。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

事務局からその他報告事項として、第22回「まちづくり・都市デザイン競技」の紹介及び岡崎市歴史まちづくりシンポジウム「郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的な風情を磨く」の紹介をした。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和元年度第2回岡崎市景観審議会を閉会した。